



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

“Win Win World”

保証人になるということ

最近、親戚の子の高校入学のための身元保証人になりました。父から、ことあるごとに「保証人にはならないようにと言われてきましたが、またしても親の言いつけを破ってしまいました（笑）。ご承知のように保証人といいますが今回のように「身元」の保証と借金などの経済取引の保証があります。前者は相続されませんが後者は相続されます。このことが大きな問題を遺族に残すこととなります。その説明の前によく知られる話ですが、借金（金銭消費貸借契約）のときは、単なる「保証」ではなく「連帯保証」という言葉が使用されます。法律上、連帯保証はより厳しい内容になっています。保証人には本来「催告」と「検索」の抗弁権という債権者に対抗する 2 つの手段があるのですが、連帯保証人にはこの抗弁権がありません。「催告」とは保証人が債権者から債務の履行を求められたときに、まず主たる債務者に履行を求めよと主張することで、「検索」とは、同様の場合に、保証人がまず債務者の財産について執行するよう主張することです。つまり連帯保証人は自分が直接債務を負ったのと同じ状態になるのです。

自分で立ち上げた会社の連帯保証ならともかく、どんなに懇意にしているとは言え、知人の連帯保証人になるのが恐ろしいのはこのことかと思えます。そして、連帯保証人が亡くなられたとき、遺族全員が連帯保証人になっていることを知らないということが多そうです。さらに相続税の計算上、連帯保証は相続財産から差し引く（債務控除）ことが認められません。これは連帯保証があくまでも潜在的なものであることによります。

どうしても他人の連帯保証人となる場合、家族にだけは伝えておきましょう。残された遺族には、限定承認や相続権の放棄といったことを検討することができますので。

過去最大の申告漏れ

IT 企業の代表格である日本 IBM が国税局の税務調査を受け、5 年間で 4,000 億円超の申告漏れを指摘されたとのニュースが出たのは皆様ご存知のことと思います。法人税の追徴税額は 300 億円以上とされ、申告漏れ額は過去最大額とみられるそうです。

詳細は不明ですが、自己株式と連結納税制度を使った次のような取引だったと推測されます。

①日本 IBM の親会社である米 IBM が日本に会社を設立。（A 社とします。）

②米 IBM が保有する日本 IBM 株式を全株 A 社に譲渡します。

⇒A 社が日本 IBM の 100%親会社となり連結納税制度が適用可能となります。

③A 社は日本 IBM に日本 IBM 株を譲渡。

⇒ここで A 社は株式譲渡による損失が計上されます。

④A 社と日本 IBM との連結納税制度により、日本 IBM で得た利益と A 社の③の損失と相殺できます。

上記②、③の場面を詳しく説明します。上記②と③の譲渡額を 100 とし、日本 IBM の資本を 10 と仮定しますと、A 社の税務上の仕訳は下記になります。

②・・・日本 IBM 株式 100 / 現金預金 100

③・・・現金預金 100 / みなし配当（収益）90

株式譲渡損 90 / 日本 IBM 株式 100

みなし配当として 90 が収益に計上されますが、受取配当等の益金不算入制度により、90 は収益から除外されますので、結果的にグループ内で株式を移動するだけで 90 の損失が計上されます。このような個々の処理は税法に則った処理ですが、国税局は全体の取引を租税回避行為と認定し否認したと思われます。日本 IBM 側はこの処分を不服として審査請求を申し立てるようです。なお、今回のような自己株式の処理は平成 22 年税制改正により遮断されたので、ご注意ください。